

# 役員選出規程

平成 1 年 4 月 1 日 制定  
平成 22 年 5 月 13 日 改定  
平成 22 年 10 月 21 日 改定  
平成 22 年 11 月 25 日 改定  
平成 24 年 8 月 9 日 改定  
平成 28 年 1 月 22 日 改定

## (総則)

第 1 条 この規程は、本会定款第 21 条および第 22 条に基づく役員を選出について必要事項を定める。

## (選挙管理委員会の設置)

第 2 条 役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設置する。

## (委員の選出)

第 3 条 選挙管理委員会は、中部・南部地区から理事会で推薦し承認された 3 名の委員でもって組織し、委員長は互選とする。ただし、定款第 21 条および第 22 条に基づく役員およびその選挙の候補者は選挙管理委員にはなれない。

## (委員の業務)

第 4 条 選挙管理委員会は次の業務を行なう。

1. 選挙の告示
2. 役員候補者届の受理および資格審査、候補者氏名の告示
3. 投票および開票の管理と当選の確認
4. その総会での選挙の結果報告
5. その他、選挙管理に必要な事項

## (委員の任期)

第 5 条 選挙管理委員会の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

## (役員を選出)

第 6 条 理事及び監事に立候補する者は、所定用紙に必要事項を記入し、選挙管理委員会に届ける。又は推薦を行う者は、所定用紙に必要事項を記入し、選挙管理委員会に届ける。ただし、推薦の場合には本人の同意を必要とする。

2. 一人による重複立候補はできない。
3. 立候補、推薦候補の届出締切は、第 4 条第 1 項に定める選挙告示日後、総会日前 2 ヶ月までとする。
4. 選挙は、立候補について、総会出席正会員の投票によって行う。
5. 投票は、無記名投票によって行い、当選者は、それぞれ高点順に決する。

## (立候補・推薦届出書等)

第 7 条 立候補届出等に必要届出書ならびに様式は、別に定める。

## (候補者の資格および責務基準)

第 8 条 選挙管理委員会が行う業務のうち、資格審査に必要な判断基準は、別に定める「役員の資格および責務基準」による。

## (無投票当選)

第 9 条 届出締切日を経過しても候補者が無い場合、または候補者が役員定数を越えない場合は、臨時理事会を招集し、当該前年度執行部は理事を推薦し、推薦理事を総会の承認を得て無投票で選出する。

(理事の定数)

第10条 定款第21条に定める定数のうち地区より選出される理事の定数は、地区ごとに定め、その総数は20名以内とする。

沖縄本島全地区：18名

宮古諸島：1名

八重山諸島：1名

2. 沖縄本島全地区より選出される監事は2名以内とする。
3. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
4. 会長、副会長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会にて報告しなければならない。

附則

この規程は、平成1年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年5月13日より施行する。

この規程は、平成22年10月21日より施行する。

この規程は、平成22年11月25日より施行する。

この規程は、平成24年8月9日より施行する。

この規程は、平成28年1月23日より施行する。